

事業概要シート

施策	0103	子育てを支える環境の充実	《 》の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く		
事業名	母子・寡婦等医療費助成事業	現状維持	予算額		56,576 千円 《 56,576 》千円
事業期間	昭和47年度 ～		財 源 内 訳	国庫支出金	0 千円
根拠法令 要綱等	大村市福祉医療費の支給に関する条例			県支出金	25,566 千円
				地方債	0 千円
				その他	0 千円
				一般財源	31,010 千円

【事業の目的・概要・対象】

＜目的＞ 母子家庭、父子家庭、寡婦、単婦（未婚の女子）、寡男の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図る。	
＜対象＞ 1. 母子・父子医療・・・母子家庭及び父子家庭における親子（小中学生） 2. 寡婦医療・・・満50歳～70歳未満の者で配偶者と死別又は離別し現に婚姻していない女子 3. 寡男医療・・・満68歳～70歳未満の者で配偶者と死別又は離別し現に婚姻していない男子 4. 単婦（未婚の女子）医療・・・未婚で60歳代単身世帯かつ所得税が非課税の女性	
＜概要＞ 代理申請方式・・・受給資格者が医療機関ごとに支払った保険診療にかかる一部負担金から、自己負担額を控除した金額を診療を受けた月の翌月末に支給するもの（ただし、高額療養費及び附加給付金など、他で医療費が支給される場合は除く）。 現物給付方式・・・大村市・諫早市・東彼3町内の医療機関における保険診療にかかる支払金額が、自己負担額を上限とするもの。	
＜自己負担額＞ 1. 母子・父子医療・・・1日800円、月上限1,600円（外来・入院）、調剤は除く 2. 寡婦医療（50歳代）・・・1日につき1,200円（入院） （60歳代）・・・1日800円、月上限1,600円（外来）、調剤は除く/1日につき1,200円（入院） 3. 寡男医療・・・1日800円、月上限1,600円（外来）、調剤は除く/1日につき1,200円（入院） 4. 単婦（未婚の女子）医療・・・1日につき1,200円（入院）	

代理申請方

受診時に受給資格者証を提示

一部負担金の支払

自己負担額を超えた額を支給

大村市

受給者に代わり支給申請

現物給付方

受診時に受給資格者証を提示

自己負担額までの支払

自己負担額を超えた額を支払

大村市

母子家庭・父子家庭	親	入院 通院	現に20歳未満の子を監護している親
		入院	母子父子家庭の18歳未満の子又は高校在学中で20歳未満の子
	子	県補助	母子父子家庭の18歳未満の子又は高校在学の者は18歳以後の最初の3月31日まで
		通院	高校在学中の者で18歳以降の最初の4月1日～20歳未満
単婦(未婚の女子)	入院	市単独	満60歳以上満70歳未満で単身世帯かつ所得税非課税の者
寡婦		市単独	満50歳以上70歳未満の者で配偶者と死別又は離別し現に婚姻していない女子
通院	市単独	満60歳以上満70歳未満で現に婚姻していない女子	
寡男	入院 通院	市単独	満68歳以上70歳未満の者で、配偶者と死別又は離別し現に婚姻していない男子

【背景】

ひとり親家庭や中高齢の単身世帯において、医療費が家計に占める割合が多く経済的負担が大きいと考えられる。

担当課	福祉保健部福祉総務課	課長	鈴田 正隆
担当者	三山 武矢	問合せ先	0957-53-4111（内線406）

事業概要シート

【活動指標】

指標名			単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	受給資格者数	計画値	人	2368	2923	2923	2923	2923
②	医療費受給件数	計画値	件	25218	26463	26463	26463	26463

【成果指標】

指標名			単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	県補助事業支給額	計画値	千円	42400	25566	25566	25566	25566
②	市単独事業支給額	計画値	千円	5366	31010	31010	31010	31010

【予算・決算】（千円）

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	合計
事業費	51,531	47,764	56,576	56,576	56,576	56,576	325,599
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	22,992	22,553	25,566	25,566	25,566	25,566	147,809
地方債	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	28,539	25,211	31,010	31,010	31,010	31,010	177,790
人件費	6,367	7,217	6,863	6,863	6,863	6,863	41,035
職員(人)	0.63人	0.63人	0.73人	0.73人	0.73人	0.73人	4.18人
時間外勤務(h)	338h	763h	222h	222h	222h	222h	1989h
会計年度任用職員(人)	0.60人	0.60人	0.60人	0.60人	0.60人	0.60人	3.60人
フルコスト	57,898	54,981	63,439	63,439	63,439	63,439	366,634

妥当性 (市の関与)	(1) 県補助事業については、制度関与であり、市の関与の必要性は高い。 (2) 市単独事業については、母子家庭等は経済的に困難を抱える場合が多く、母子等の健康を支える意義は大きいので、市の関与の必要性は高い。
有効性 (施策貢献度)	ひとり親家庭や寡婦等へ直接医療費の助成を行うことで、経済的負担軽減に寄与でき、有効性は高い。
効率性 (コスト)	保険診療一部負担金から自己負担額を引いた額を助成するもので、制度設計上これ以上の見直しの余地はない。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	一次評価者意見のとおり